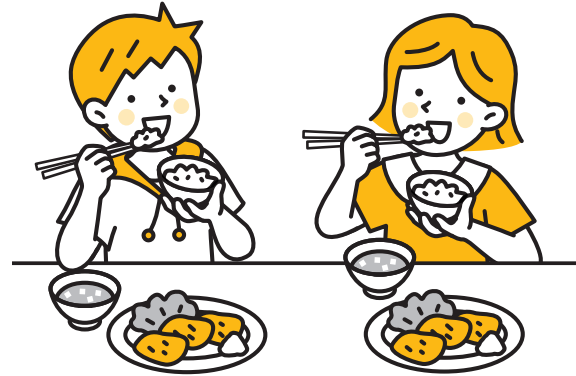


府中市が、来年度も小・中学校の「給食費無償化」実施へ 市民の声が府中市と東京都を動かした！

昨年10月より府中市が実施している、公立小・中学校の「給食費無償化」継続が来年度予算案に計上されました。関連する条例案と予算案は第1回定例会で審議されます。

物価高騰が続く中、他市に先駆けて10月から実施された給食費の無償化は多くの市民から歓迎の声が寄せられ、無償化継続を求める市民団体の活動も広がっていました。日本共産党も無償化継続を議会などで繰り返し要望してきました。



岸田政権になってから…



2年間で

2.5兆円

防衛費増額

教育予算に2.5兆円使えば…

給食無償化 **4800億円**

大学の学費半額・入学金廃止+

75万人の給付制奨学金 **2兆円**

実現可能！

(日本共産党 経済再生プランより)



「義務教育は無償」こそ憲法の理念

国の責任で「給食無償化」予算措置を

昨年12月に東京都が「学校給食無償化」実施自治体に対し予算の半分を補助することを表明し、都内では来年度以降の実施を検討する自治体が広がっています。一方、財政規模が大きい自治体では実施を見送る例も出ています。

「義務教育は、これを無償とする」日本国憲法の精神に照らせば、給食費無償化は国の制度として確立するべきです。もし国が必要な予算を全額交付すれば、府中市では約4億2500万円の予算になり、より多くの施策をおこなうことができます。国は軍事費や大企業減税ではなく、教育にこそ予算を集中させるべきです。

日本共産党は「能登半島地震救援募金」にとりくんでいます

府中市・調布市・狛江市で約68万円を被災地に届けました

日本共産党は、「能登半島地震」以来、救援募金活動に取り組んできました。寄せられた募金は日本共産党の政治活動とは区別して、全額を被災地にお届けしています。引き続き被災地支援・復興支援に取り組んでいきます。



能登半島地震被災者共同支援センターで開催されたフリーバザール
(おぐま省三前福島市議のXより)

振込先

【郵便振替】口座番号 00170-9-140321

加入者氏名 日本共産党災害募金係

*通信欄に「能登半島地震募金」とご記入ください。
手数料はご負担願います。

ご意見・ご要望をお寄せください

FAX 042-364-6590 Mail: shigidan@jcp-fuchu.com

新しい府中

2023年春号外 発行「新しい府中社」府中市八幡町2-27-28
日本共産党府中市委員会の見解を紹介します。☎042-336-9531

日本共産党 府中市議団

竹内 ゆう子 からさわ 地平

連絡先

090-8519-7017

連絡先

090-3834-7740



「けやき並木を守り育てる制度（案）」

—みなさんのご意見お聞かせください

パブリックコメント
実施中 (3/15迄)

府中市の中心街を象徴する馬場大門のケヤキ並木 未来に引き継ぐために「禁止行為」制定は必要？

2月15日から3月15日の期間で「けやき並木を守り育てる制度（案）」のパブリックコメント手続きが実施されています。

市議会には条例の目的として、けやき並木が国指定天然記念物であり2024年に指定100年を迎えることを契機に「市の貴重な財産」として「次の世代に確実に引き継ぐ」とともに、「飲酒による超時間の居座り」や「ごみのポイ捨て」「路上喫煙」などへ適切に対応するために制度化し条例をつくらんと報告がありました。

まちの環境美化やまちづくりにおいてゴミやタバコのポイ捨てをしないのは当たり前のことですし、路上喫煙や受動喫煙防止の呼びかけも大切な取り組みです。しかし「けやき並木」において迷惑行為があることを特別扱いした上で、排除あるいは罰則を定める条例が「けやき並木を守り育てる」ために必要でしょうか。



パブリックコメント提出先は

市役所、各文化センター

ふるさと歴史館、中央図書館

住所、氏名、電話番号、意見の記入が必要です
詳しくは市のホームページをご覧ください。



オンラインの提出は
こちらのQRコード
から

あいまいな基準に路上喫煙 2000 円の過料？

罰則強化ではなく市民の声をいかした条例に

同条例で禁止されている項目には表現があいまいな項目も見受けられます（左表）。環境美化条例に基づく規制を強める路上喫煙については千代田区に比べて 2,000 円の過料を課す条例改正の方向も併せて進められています。

本来の目的である「けやき並木を守り育てる」ために何が必要か、市民が何をすべきか。みなさんの意見をパブリックコメントで市に届けることが条例を市民の声が活かされたものに作る力になります。スマートフォンからでも投稿できます。多くの方のご協力をお願い致します。

禁止行為

ア 石積の中に立ち入ること

イ 火気を使用すること

ウ 粗野・乱暴な言動、威勢を示すこと、けやき並木の全部・一部を独占して長時間にわたり使用することで他の市民等に不安・嫌悪を覚えさせ、畏怖させ、困惑させることでけやき並木の利用を妨げること

エ 府中市まちの環境美化条例第7条(空き缶等・吸い殻等を捨てることなど)・第9条第2項(喫煙禁止路線における路上喫煙行為)に規定する行為をすること

オ 上記のほか、けやき並木の保全・利用の観点から支障があると認める行為をすること

指導・勧告

●市長は、上記のエを除く、禁止行為を行う者に対し、その行為の中止・指導・勧告できるものとします。

●上記のエの禁止行為をした者は、府中市まちの環境美化条例に基づく、指導・勧告・罰則の規定の適用を受けるものとします。

府中市ホームページより引用

お知らせ

日本共産党府中市議団 市政報告会

日時 3月30日(土) 10時より

場所 プラッツ府中第5会議室

どなたでも参加大歓迎です!